

総務教育常任委員会資料

(令和4年10月12日)

【件名】

- ・倉吉東高校の国際バカロレア ディプロマ・プログラム (IBDP) の認定について (高等学校課) … 2
- ・鳥取県教育審議会生涯学習分科会兼社会教育委員会議の建議書の提出について (社会教育課) … 3
- ・鳥取県人権教育基本方針第3次改訂(案)に係るパブリックコメントの実施について (人権教育課) … 6
- ・鳥取県立博物館 開館50周年記念 企画展「すべてみせます! 収蔵庫の資料たち」の開催について (博物館) … 10

教育委員会

令和4年10月12日
高等学校課

倉吉東高校への国際バカロレア ディプロマ・プログラム (IBDP) の導入については、令和4年度認定校認定 (令和5年度一期生入学) を目標に準備等を進めてきたところ、令和4年8月30日~31日にIBDP認定校となるための準備状況を最終確認するための国際バカロレア機構担当者による確認訪問が行われ、その審査の結果、令和4年9月23日付けで認定校に認定されましたので報告します。

1 倉吉東高校におけるIB教育導入について

- ・倉吉東高校は、公立高校として日本海側初のIBDPの導入校となる。
- ・倉吉東高校の長期ビジョンである「倉吉東高のかたち」(2001年策定)では「主体的な学習者の育成」と「21世紀をリードする人材の育成」を柱としており、IB教育の理念や目標との親和性が高く、IB教育を取り入れることにより、「解のないことについて探究すること」等を通じて、学習指導要領が目指す資質・能力でもある「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間力等」の育成をより一層充実させ、国際バカロレアの普遍的な価値を倉吉東高校から全県に普及していくことが期待される。
- ・倉吉東高校ではディプロマ・プログラムを実施し、グループ1~6の6科目と3つのコア科目 (知の理論、課題論文、創造性・活動・奉仕)を高校2~3年の2年間で学習し、高校3年11月に世界共通テストを受験する。
- ・倉吉東高校では、ディプロマ・プログラムの6科目のうち「外国語 (言語B)」と「数学 (解析とアプローチ)」の2科目の授業を全て英語で実施 (ネイティブ教員と日本人教員によるティームティーチング)。

2 国際バカロレア (IB) 教育導入に係る認定プロセスの概要について

- ・令和元年度 7月：関心校表明、3月：候補校申請
- ・令和2年度 4月：候補校認定、12月：コンサルタント訪問
- ・令和3年度 10月：コンサルティング終了、1月：認定校申請
- ・令和4年度 8月：国際バカロレア機構による確認訪問、9月：認定校認定

3 今後のスケジュール (予定)

令和4年度

- ・ネイティブ教員 (科目「言語習得」担当教員) の確保
- ・高校生国際バカロレアフォーラム (令和4年11月20日 (日) 倉吉未来中心で開催予定)

令和5年度

- ・IBコース一期生入学 (令和5年4月)

4 その他 (国際バカロレア (IB) 教育について等)

- ・1968年、スイス・ジュネーブにIB機構が設立され、多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、より良い、より平和な世界の構築に貢献できる、探究心・知識・思いやりに富んだ若者の育成を目標に掲げている。
- ・国内の認定校数 151校 (令和4年6月末現在) (うち公立高校は10校)
- ・国際バカロレア教育では、国際的な視野とIBの学習者像 (探究する人、知識のある人、考える人、コミュニケーションができる人、信念をもつ人、心を開く人、思いやりのある人、挑戦する人、バランスのとれた人、振り返りができる人) を育むこととなる。
- ・問いに対する答え (「正解」) を導き出すことが前提 (解法を学ぶ) の従来の学びから、問いに対する答えに「正解」がないことが前提 (思考の枠組みを学ぶ) の学びとなる。
- ・探究活動、グループディスカッション、プレゼンテーション等を通じて、高度な論理的思考力や表現力、コミュニケーション能力等を身につける学びとなる。
- ・IB資格を活用した大学入試が可能な主な国内大学：
北海道大、東北大、東京大、京都大、大阪大、岡山大、広島大、慶応義塾大、早稲田大他

鳥取県教育審議会生涯学習分科会兼社会教育委員会議の建議書の提出について

令和4年10月12日
社 会 教 育 課

このたび、鳥取県教育審議会生涯学習分科会兼社会教育委員会議によって本県のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進についての建議書が取りまとめられ、教育長に提出されました。県教育委員会では、この建議を踏まえて施策を推進していきます。

1 建議の概要

(1) 題 名 「地域の特性を生かした持続可能なコミュニティ・スクールと地域学校協働活動に向けて」

(2) 主な内容

地域と学校の連携・協働推進に向けた国の動向

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の制度概要
- ・国による今後の在り方の検討状況

県内におけるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けた現状と課題

- ・鳥取県教育委員会の取組状況（県立学校の取組、市町村への支援）
- ・県立学校、市町村立学校での取組状況
- ・課題（制度への理解促進、人材確保、円滑な運営等）

持続可能なコミュニティ・スクールと地域学校協働活動に向けた考え方の整理

- ・地域の特性を生かした活動に向け大切にしたい考え方
- ・持続可能な活動に向け大切にしたい考え方
- ・鳥取県における地域学校協働活動の在り方

2 今後の県教育委員会の推進方策

今後の県内のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の状況や国の施策、社会情勢の変化に応じて検討し、タイムリーな施策を実施する。

- ・県立学校関係：コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の円滑な運用 など
- ・市町村教育委員会への支援：コミュニティ・スクールと地域学校協働活動に必要な財政的援助、研修会の実施や情報提供 など
- ・学校・教職員への支援：研修機会の創出と内容の充実 など
- ・地域への支援：中核を担う人材養成（地域コーディネーター）や情報発信 など

【参考】

- (1) 日 時 令和4年9月22日（木） 午前9時15分から午前9時45分まで
- (2) 場 所 教育長室（鳥取県庁第二庁舎5階）
- (3) 提 出 者 鳥取県教育審議会生涯学習分科会兼社会教育委員会議
分科会長 川口有美子 氏（公立鳥取環境大学環境学部准教授）
副 会 長 大堀 貴士 氏（認定特定非営利活動法人ハーモニカレッジ理事長）

1 地域と学校の連携・協働推進に向けた国の動向

○コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置している学校のこと。保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みとして、平成16年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、「地教行法」)の改正で制度化され、平成29年の改正により、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務化された。

○地域学校協働活動とは、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。平成29年改正の社会教育法第5条第2項に規定。

○文部科学省は、平成29年改正の地教行法附則により、施行5年を目的に学校運営協議会の在り方について検討し、とりまとめを公表。

〈コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ(概要) より〉

【これからのコミュニティ・スクールの在り方】

関係者の十分な理解と相互の信頼関係の中で、教育長のリーダーシップの下、教育委員会が主体的・計画的にすべての学校へのコミュニティ・スクールの導入を加速し、国はその取組を支援。地域との連携・協働により、対話と信頼に基づく学校運営を実現。

【取組の方向性】 (1)コミュニティ・スクールの導入促進 (2)コミュニティ・スクールの質的向上 (3)コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

【コミュニティ・スクールの推進のための国の方策】

○教育委員会の主体的・計画的な取組、活動への支援 ○教育委員会の伴走支援体制構築の支援 ○コミュニティ・スクールに関わる関係者の理解促進

2 鳥取県におけるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けた取組・現状・課題

〈鳥取県教育委員会の取組状況〉

「鳥取県教育振興基本計画(第3期計画)」(計画期間:平成31年度～令和5年度)において、県内すべての公立学校へのコミュニティ・スクール導入と地域学校協働本部の整備を目標とし、取組を進めている。

(1)県立学校について

①制度の導入・運用
学校設置者として必要な規定の整備と予算の確保を行い、コミュニティ・スクールを導入し、地域学校協働活動を実施。

②人材育成
教職員、学校運営協議会委員等を対象に、学校運営協議会の導入と運営等に関する研修会を実施。

③伴走支援
校長会や各学校巡回による教職員、学校運営協議会委員への制度説明、学校からの相談に応じた助言、支援を実施。

(2)市町村への支援

市町村でのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進に向け、財政支援、人材育成(研修等)、情報発信(パンフレット等)、伴走支援に取り組んでいる。

〈コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けた課題〉

①制度・活動への理解促進:コミュニティ・スクールと地域学校協働活動、地域学校協働本部の制度や関係性について関係者の理解が不足している懸念がある。それにより担当教職員やかかわる方の悩み、運営上の困難を生んでいる。

②人材確保:学校運営協議会の委員、地域学校協働活動のコーディネーター役、地域学校協働活動の担い手のいづれについても人材確保が難しい現状がある。持続可能な取組としていくための人材育成・確保は大きな課題である。

③円滑な導入・運営:地域ごとに校区の面積や人口、歴史や地理的な条件等異なっており、設置単位(各学校単位、複数の学校単位など)や学校運営委員会の委員構成、会議の持ち方、活動方法など、制度を踏まえつつ、それぞれの地域性を大事にした支援をいかに行うか。

〈県内の現状〉

令和4年5月1日現在、全校種合計で8割以上の学校に学校運営協議会が設置され、6割以上の学校に地域学校協働本部が整備されている。(全国:R3年度協議会3割、本部5.5割)

【県立学校(高等学校・特別支援学校)】

- ・令和4年4月までに、すべての県立学校に学校運営協議会を設置。地域学校協働本部は、全特別支援学校に、高等学校では4校(24校中)に設置。
- ・既存の学校評議員制度を学校運営協議会へ移行したケースが多い。
- ・従来からの繋がりを生かし、保護者、地域住民のみならず近隣の学校、企業、行政など様々な機関と連携・協働した活動が行われている。

【市町村立学校の状況】

- ・令和4年6月には全市町村で1校以上が学校運営協議会制度を導入。全市町村立学校の約8割がコミュニティ・スクールとなり、地域学校協働本部は7割弱で設置。
- ・地理的条件、従来からの制度の取組状況など地域の特性を背景に学校運営協議会や地域学校協働活動の状況は様々。学校運営協議会の仕組みを活用して、地域学校協働活動が行われ、学校や地域の課題に取り組んでいる例も見られる。
- ・全市町村が、地域の方の活動により学校内外での子ども達の安全・安心な居場所づくり、体験活動の機会等の提供など何らかの地域学校協働活動に取り組んでいる。

3 地域の特性を生かした持続可能なコミュニティ・スクールと地域学校協働活動に向けて

持続可能なコミュニティ・スクールと地域学校協働活動に向けた考え方の整理

(1) 地域の特性を生かした活動に向け大切にしたい考え方

- ・学校のある地域の特性は多様性・個性があるもので、自分たちの地域の特性はどういったものであるかの認識共有が必要であること。
 - ・地域の人材、伝統行事・文化、自然・風景、産業等、地域の特性を生かし、子どもたちを育みながら人格形成に寄与していくこと。
 - ・これまでの地域と学校のつながりや地域での活動や拠点(伝統的な行事や公民館など)を生かすこと。
- ##### (2) 持続可能な活動に向け大切にしたい考え方
- ・地域学校協働活動を活性化し持続可能なものとしていくためには、特定のメンバーのみに頼ることなく、より多くの地域住民の参画を得ること。
 - ・かわる人々が、目的を共有し、「やってよかった」と地域も学校も思える活動を構想し実施すること。
 - ・活動を通じて子どもたち自身も地域や学校のために貢献でき、自己有用感を感じられるような取組になるように、それぞれの持つ知恵や力を結集していくこと。
 - ・地域学校協働活動の担い手に世代交代や人事異動があっても活動が持続可能になる体制をつくること。
- ##### (3) 鳥取県における地域学校協働活動の在り方～地域学校協働本部を改めて整理～
- ・分かりにくいという声が聞かれる「地域学校協働本部」については次のとおり整理し、提案する。

地域学校協働本部とは、地域学校協働活動を実際に行う社会教育施設・団体、文化・スポーツ関係団体、企業やNPO等、地域の様々な団体や個人等によるネットワーク(つながり)であり、次の3点を概ね満たすものをいう。

- ① 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)で協議された目指す子ども像や目標やビジョンを共有している。
- ② 活動に応じ、活動する人が集まる場や話し合いの機会を持ち、円滑に活動できるように調整(コーディネート)しながら進めている。
- ③ 様々な内容の活動を学校内外で継続的に行っている。

上記を満たすならば、必ずしも会議体や事務所を設けないといけないものではなく、その場合も地域学校協働本部の機能はあると理解され、これまででの経緯やそれぞれの地域の特色を踏まえ、独自の名称も使用することが可能。

具体的な推進方策～鳥取県教育委員会による取組・支援～

当面、以下に掲げる事柄を継続して行うことが必要と考えられる。併せて、今後の県内のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の状況や国の施策、社会情勢の変化に応じて検討し、タイムリーな施策を実施していくことも望まれる。

① 県立学校の取組	② 市町村教育委員会への支援	③ 学校・教職員への支援	④ 地域への支援
ア コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の円滑な運用 イ 担当者の実務に役立つ研修や情報提供の定期的な実施 ウ 情報発信への支援	ア コミュニティ・スクールと地域学校協働活動に必要な財政的援助の継続 イ 担当者の実務に役立つ研修や情報提供の定期的な実施 ウ 困りごとなどを気兼ねなく相談できる県教育委員会の体制 工 関係課(首長部局・学校教育課・社会教育課)の連携促進を図るための支援	ア 研修機会の創出と内容の充実 イ ノウハウや情報提供の実施(特に実施するメリットや校内での情報共有の方法) ウ 学校を所管する教育委員会による伴走支援の継続を支援	ア 今までの活動を基盤とした地域学校協働活動への移行と活動充実の促進 イ 中核を担う人材養成 ウ 情報発信 特に活動のメリットや面白さが感じられるものや成功体験の発信

鳥取県人権教育基本方針第3次改訂(案)に係るパブリックコメントの実施について

令和4年10月12日
人権教育課

鳥取県人権教育基本方針第3次改訂について、編集委員会でのご意見等を踏まえて改訂案をとりまとめましたので、パブリックコメントを実施し、多くの県民の皆様のご意見を伺います。

1 パブリックコメントの概要

- (1) 募集期間 令和4年10月17日(月)から11月11日(金)まで
- (2) 応募方法 郵送、ファクシミリ、電子メール、意見箱(県庁県民参画協働課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館に設置) 市町村窓口

2 人権教育基本方針の概要

鳥取県教育委員会は、平成29(2017)年、「鳥取県人権施策基本方針第3次改訂」に基づき、同和教育で培われてきた原則を人権教育の基底に位置づけながら、人権にかかわる教育課題を統合的に捉えて推進するため「鳥取県人権教育基本方針第2次改訂」を策定し、取組を進めてきた。

このたび策定する「鳥取県人権教育基本方針第3次改訂」は、新たに策定された「鳥取県人権施策基本方針第4次改訂」に基づき、これまでの取組を基盤にすえながら、新たな課題に対応し、人権尊重の精神を涵養する教育をより一層進めようとするもの。

3 主な改訂内容

- (1) 社会情勢の変化等に伴う見直し
 - ・より一層の対応が求められている問題(近年顕在化した問題等)について記載
SDGsの理念を踏まえるとともに、インターネットやSNSの発達、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、複雑化・多様化する人権問題への対応を盛り込んだ。
 - インターネット上の人権侵害に係る情報活用能力を育てる教育の推進
 - ヤングケアラーへの相談支援体制の充実
 - 新型コロナウイルス感染症等病気にかかわる人の人権に関する教育の充実
 - 性の多様性を尊重する教育の推進
 - 学習指導要領の内容を踏まえた人権教育の推進
- (2) 構成の見直し
 - ・第5章(各人権問題にかかわる教育の推進指針)について
共通して取り組む3つの課題を新たに項目立て
SDGsにおける人権:SDGsの理念を踏まえた人権教育の推進
デジタル社会における人権:デジタル社会における情報活用能力の育成と人権教育の推進
ユニバーサルデザインの推進:「障がいの社会モデル」の考え方を踏まえた「心のバリアフリー」の理解と人権教育の推進
- (3) その他の見直し
 - ア 個別分野について一部名称を変更
同和教育 同和问题(部落差別)に関する人権
病気にかかわる人の人権 感染症等病気にかかわる人の人権
様々な人権(「東日本大震災等の災害の被災者に関する人権等」「災害被災者等に関する人権」)
 - イ 全体的な文章の修正
現状と課題、人権教育の方向性などが、よりわかりやすくなるよう文章を修正

4 今後の予定

- 令和4年10月 パブリックコメント実施
- 令和5年1月 県議会総務教育常任委員会報告(パブリックコメントの実施結果)
- 3月 鳥取県人権教育基本方針第3次改訂公表



鳥取県人権教育基本方針—第3次改訂—

鳥取県教育委員会は、平成16(2004)年、人権にかかわる教育課題を統合的に捉えて推進するため「鳥取県人権教育基本方針」を策定し、その趣旨の徹底に努めてきました。

このたび、人権施策の総合的な推進を図るために鳥取県が策定している「鳥取県人権施策基本方針」の第4次改訂(令和4年2月県人権局所管)を受け、これまでの人権教育の取組を基盤にすえながら、新たな課題に対応し、人権尊重の精神を涵養する教育のより一層の充実を図るため、「鳥取県人権教育基本方針」の改訂を行うこととしました。

つきましては、改訂(案)に対して、県民の皆さまからのご意見をお寄せください。

【改訂にあたっての基本的な考え方】

①「鳥取県人権施策基本方針—第4次改訂—」(令和4年2月改訂)との整合

共通して取り組む3つの課題を新たに項目立て

- ・SDGsにおける人権：SDGsの理念を踏まえた人権教育の推進
- ・デジタル社会における人権：デジタル社会における情報活用能力の育成と人権教育の推進
- ・ユニバーサルデザインの推進：「障がいの社会モデル」の考え方を踏まえた「心のバリアフリー」の理解と人権教育の推進

②本県の人権教育の基本的考え方の継承

- ・同和教育で培われてきた原則を人権教育の基底に位置づける
- ・国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する

③学習指導要領の内容を踏まえた人権教育の推進

- ・学習指導要領の内容を踏まえ、教育課程の中で、人権教育を適切に位置づけ、普段の授業の中でも人権を意識して、人権教育を推進
- ・就学前教育・学校教育・社会教育の連携、校種間の協力と連携

④国が公表した「人権教育の指導方法等の在り方について[第3次とりまとめ]」補足資料等の反映

- ・学習者に育てたい「資質・能力」に係る記述のより一層の明確化

※詳しい改訂内容については、別添改訂案及び概要版をご覧ください。

募集期間

令和4年10月17日(月)～令和4年11月11日(金)

閲覧方法

- ・教育委員会人権教育課のウェブページからダウンロードできるほか、県庁県民参画協働課、各総合事務所 県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館および各市町村役場でも閲覧できます。

ウェブページのアドレス：<https://www.pref.tottori.lg.jp/jinkenkyouiku/>

ウェブページ
はこちら→

- ・郵送をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。



応募方法

- ・電子メール、県の電子申請サービスによる応募フォーム、郵送またはファクシミリでお寄せいただくか、意見箱への投函(上記県の機関)および市町村役場窓口のいずれでも応募できます。
- ・提出される様式は自由です。よろしければチラシ裏面の様式をご利用ください

結果の公表

いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめてウェブページ等で公表します。

《応募・問合せ先》

鳥取県教育委員会事務局人権教育課

〒680-8570 (所在地記載不要)

電話：0857-26-7535 ファクシミリ：0857-26-8176

電子メール：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

鳥取県がめざす人権教育

- 同和教育で培われてきた原則を人権教育の基底に位置づける
- 国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する

人権教育がめざすもの

【人権のための教育】豊かな人権文化を築く資質を備えた人間の育成

- ・本来持っている能力を発揮し、自己実現を図る
- ・「人権尊重の社会づくりの担い手」であることを自覚する
- ・多様な人々と豊かにつながり、共に生きる



【人権としての教育】
生涯にわたり、すべての人が
等しく教育を保障される

【人権についての教育】
人権や人権問題について学ぶ

【人権が尊重される教育】
人権が大切にされた環境で学ぶ

【育てたい資質・能力】
知識 ・ 技能 ・ 態度

普遍的な視点からの
権利を基礎にすえたアプローチ



個別的な視点からの
具体的問題を基礎にすえたアプローチ

構成



はじめに

今後の人権教育の推進に向けて

第1章 人権教育をめぐる動き

第1節 同和教育で培われてきた原則について

- 1 同和教育が築いてきたもの
- 2 同和教育で培われてきた原則

第2節 国際社会で培われてきた人権教育の原則について

- 1 人権教育をめぐる国際社会及び我が国の動き
- 2 「人権」について
- 3 国際社会で培われてきた人権教育の原則
 - (1) 権利を基礎にすえること
 - (2) 具体的な問題を基礎にすえること
 - (3) 行動（解決）を志向すること
 - (4) エンパワメントの重視
 - (5) 「参加型」の重視

第3節 人権救済と人権教育について

第2章 鳥取県がめざす 人権教育について

- 1 同和教育で培われてきた原則を人権教育の基底に位置づける
- 2 国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する

第1節 鳥取県の人権教育がめざすもの

豊かな人権文化を築く資質を備えた人間の育成

第2節 人権教育の概念及び手法

- 1 人権教育の四側面
 - ・人権についての教育
 - ・人権が尊重される教育
 - ・人権としての教育
 - ・人権のための教育
- 2 「普遍的な視点」と「個別的な視点」の往還（新）

第3章 人権教育の充実

第1節 人権教育を通して育てたい資質・能力（新）

- 1 育てたい資質・能力（知識・技能・態度）
- 2 就学前教育・学校教育・社会教育の連携、校種間の協力と連携

第2節 人権教育における評価の在り方

- 1 学校教育における評価
- 2 社会教育における評価

第4章 人権教育の推進者 の育成

第1節 あらゆる場を通じた人権教育の推進

第2節 あらゆる場を通じた人権教育に向けた推進者の育成

- 1 学校
- 2 家庭
- 3 地域
- 4 職場

第5章 各人権問題にかかわる 教育の推進指針

第1節 共通して取り組む課題（新）

各課題における現状と課題、権利の保障と人権教育の推進

- 1 SDGsにおける人権
- 2 デジタル社会における人権
- 3 ユニバーサルデザインの推進

第2節 分野別における教育の推進について

各人権問題における現状と課題、権利の保障と人権教育の推進

- 1 同和問題（部落差別）に関する人権
- 2 男女共同参画に関する人権
- 3 障がいのある人の人権
- 4 子どもの人権
- 5 高齢者の人権
- 6 外国人の人権
- 7 感染症等病気にかかわる人の人権
- 8 刑を終えて出所した人の人権
- 9 犯罪被害者等の人権
- 10 性的マイノリティの人権
- 11 生活困難者の人権
- 12 様々な人権
 - ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等
 - ・災害被害者等の人権
 - ・アイヌの人々
 - ・ひきこもりの状態にある人の人権
 - ・個人情報の保護
 - ・ビジネスと人権（新）

令和4年10月12日
博 物 館

鳥取県立博物館の開館50周年を記念して、企画展「すべてみせます！ 収蔵庫の資料たち」を開催します。

1 会 期

令和4年10月29日(土)から12月11日(日)まで(44日間)

〔休館日：10月31日、11月7・14・21・28日、12月5日の各月曜日〕

2 会 場

鳥取県立博物館 第1・第2・第3特別展示室

3 主 催

50年展実行委員会(鳥取県立博物館、山陰中央テレビジョン放送株式会社)

4 観 覧 料

一般500円(前売・団体・70歳以上300円)

(大学生以下、学校教育活動での引率者、障がいのある方・難病患者の方・要介護者等及びその介護者は無料)

5 関連事業

学芸員に聞いてみよう！：会期中の土日に学芸員が展示室内に常駐

<概要>

鳥取県立博物館は、昭和47(1972)年10月に自然・人文・美術の総合博物館として開館した。前身は昭和24年に鳥取城跡内の「仁風閣」の中に発足した鳥取県立科学館であり、昭和29年には生物・地学・考古・民俗を扱う鳥取県立科学博物館となった。そして昭和47年に、鳥取県立図書館が保管していた鳥取藩池田家資料を受け入れ、新たに美術部門を加えて、現在の場所に新設された。

開館当初ですでに約5万点の資料を収蔵していたが、50年間の活動により、現在その数は約20万点となっている。今回の展覧会では、半世紀にわたり収集・保管されてきた県民の共有財産である資料を可能な限りすべて展示し、博物館の根幹にある資料収集と調査研究の50年を紹介する。

<参考>

鳥取県立博物館の収蔵資料数(点)

	地 学	動物・昆虫	植 物	考 古	歴 史	民 俗	美 術
現在 (令和4年)	約 10,000	約 40,000	約 60,000	約 10,000	約 60,000	約 5,000	約 10,000
開館時 (昭和47年)	約 3,000	約 15,000		約 3,000	約 25,000	約 1,000	約 20